

県庁職域支部だより

<http://www.kanagawa-kentikusikai.com/sibu/kenchou/> Vol.9 2004.3

発行：神奈川県建築士会
県庁職域支部（県庁内）
支部長 大橋勇造
〒231-8588
横浜市中区日本大通1

目 次

- ・副支部長雑感
- ・温故知新 ~久津野文征さん・三平宗憲さん~
- ・知って得する現場用語
- ・最近の話題
- 「建物維持保全について」
- 「公共建築の日の創設について」
- 「継続能力開発(CPD)制度と専攻建築士制度について」



「横浜地方気象台」

上（外観）

右（レリーフ、階段室）



現地見学会を行いました。

平成16年1月28日に支部として現地見学会を開催し多数の参加者がありました。この横浜地方気象台は当時の県庁職員の直営による鉄筋コンクリート造3階建一部4階（昭和2年竣工）です。

「雑感」

副支部長 三杉三郎

昨年の十二月から今年一月にかけて、某建築賞の審査委員として現地調査をする機会を得た。日本を代表する著名な建築家が設計した作品を前にして、設計者から建築の構想・配置・平面・立面計画など、時間の経過とともに徐々に固まつていったデザインの経過や作品に対する思いなど具体的に説明を受けた。

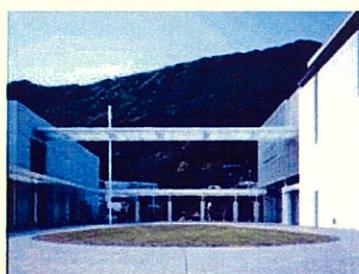
クライアントの要望、敷地・周辺環境など総合して生まれ出るアイデアを具現化する創造力のすばらしさに感銘を受けた。優れた建築は、周辺の環境に調和していることはもちろんであるが、同時にその場所にあることの存在感をあらわすことも重要である。また、建築設計では外観のデザイン、すなわち形のデザインも重要であるが、そこにたどり着く過程をデザインすることも大変重要で、それから創造された形こそが説得力のあるデザインであることを再認識した貴重な経験であった。

建築計画学の権威である東大名誉教授吉武

泰水の対談を綴った著書「建築計画学の創成」に吉武野泰水」の中に「デザインとは物のデザインだけではなく事のデザインもある。事のデザインをやった上で物の形を考えるようにすることが重要である。」といつたことが書かれていたことを思い出した。
建築に携わる我々は、建築作品を観るととき、形（外観）としてのデザインだけではなく、そのプロセスとしての事のデザインも思い巡らせて観ると、作品を見る興味も倍増するのではないかだろうか。

全建賞受賞

県立近代美術館葉山館が平成14年度全建賞、神奈川県建築コンクール優秀賞を受賞しました。写真は中庭（左）・レストコーナー（右）近代美術館ホームページより



『建物維持保全について』

(社)神奈川県土地建物保全協会

森田峰生 横浜北部出張所

私共、「(社) 神奈川県土地建物保全協会」は神奈川県営住宅・神奈川県住宅供給公社等の住宅、主に公営住宅(専用住宅)の管理をさせていただいております。管理と一口で言つても範囲が広く当協会では、委託者毎に異なりますが、賃貸住宅ではハード面(建物維持保全)いわゆる維持修繕工事等の計画・実施とソフト面(一般管理)入居募集や収納業務・駐車場管理・退去査定等まで、賃貸住宅を運営して行く上で欠かせない業務を全般的に行つております。

建物を維持保全せずに放置し老朽化する事で余儀無く建替・取替等をする結果になることでしょう。そうなると必然的に建設廃材が大量に発生することになります。近年環境問題がクローズアップされており中、廃材をできるだけ出さないようにすることを含めた「維持保全」の考え方をもつことが必要になつてくるのではないかでしょうか。更には、前者を踏まえた中で、生活空間の向上等をするとともに快適空間を提供し『再生(リドーアミ)』を実現することが、維持保全という枠組みの中で重要な位置付けになることと思います。



本所
(神奈川県住宅供給公社ビル内)

ここからは、専門家達の『壁』について触れてみ

たいと思います。
建物維持保全とは完成した後からだけではなく、設計段階、つまり、造る前から始まっていると言つてもいいのではないでしようか。すなわち、維持

公共建築に対する国民の理解と関心を
層高めることを目的として、意識啓発の契機
となる「公共建築の日」及び「公共建築月間」
が平成十五年に初めて創設されました。

何せ初めてのことでの、すべてうまくいったわけではありませんでしたが、準備期間も短く、予算もない中、看板やパネルを自分たちの手作りで作成するなど、県と市役所の方々との協力により、一定の成果を上げたと感じています。

広く連携して、シンポジウムや施設見学会等が開催されていくことになります。

一方、我が神奈川県においては、県と県内市町及び横浜営繕事務所とで構成する「神奈川県官公庁營繕協議会」が主催して十一月十三日に横浜市開港記念会館において、「親しまれる公共建築とは」と題してシンポジウム及びパネル展示を実施しました。同時に十一

月前半には新庁舎1階ロビーにおいて公共建築での神奈川建築コンクールでの最優秀作品が発表された。

のバネル展示を実施しています。

を歴任している横浜国大の吉田教授とテレビ

のパメンテーターとしてもしましばづラウン

管に登場し横浜にゆかりの小説も多く手がけられてゐる作家の山崎洋子氏を講師に招き、前半

で講演いただいた後、三杉総務部参事をコーキーする作家の山崎洋子氏を講師に招き、前半

ディネーターとして石井建築工事課長も加

わったパネルディスカッションを行ないまー

t_c



八〇 之水元ノフカヨシヨ



講師（山崎洋子氏・吉田鋼市氏）

「継続能力開発（CPD）制度と専攻建築士制度」について

庄司博之（CPD制度推進・運営特別委員会委員）

県庁職域支部は、主に県庁と県住宅供給公社の職員等で構成されています。したがって、「誰がどの分野について得意である」とか、「どんな活動や勉強を続けているか」などについて、多かれ少なかれ同じ仲間として推測ができます。

しかしながら、同じ組織の職員であっても建築職以外の方から見たらどうでしょう。「建築基準法や学会基準などの構造基準について知りたい」、「概算工事費について知りたい」、「地区計画で規制できる範囲はどこまでか」などという様々な質問に対し、すべてについてすぐに答えることはなかなか骨が折れるものです。実際には、建築士であっても得意の分野がいろいろあるわけです。

建築士の資格は国家から業務独占という権利が与えられていますが、専門分化が進む現在において、「すべて知っている。できる。」ということはむしろ消費者に対しては不適切な対応ではないでしょうか。

むしろ建築士の資格は建築士として仕事を進める上での「最低限の基礎的な素養」であり、資格取得後の実務を通じて、各々の専門分野について磨きをかけていくというのが当たり前と整理した方が分かり易いわけです。今回、日本建築士会連合会（以下「連合会」という。）が提案した継続能力開発制度（以下「CPD制度」という。）と専攻建築士制度は、こうした状況を踏まえ、「きちんと社会に対して公開していく」、「そのためのルールをきめよう」という考えに基づいて制度が創設されたと考えください。

まじめに努力し 仕事をする CPD プロ 建築士

● CPD制度について ●

建築士の資格を取得したからといって、実務レベルでは到底その資格の知識だけでは対応できないことは先ほどのとおりです。そこで、継続的に研鑽を重ねている事を証明できるようにする仕組みがこのCPD制度です。制度の詳細については、すでに本県においても開始され説明会が行われておりますし、様々な媒体で目にしていること思いますので割愛させていただきます。（連合会HPや建築士会HPをご覧ください。）

このようなCPD制度は特に建築士会だけが実施しているわけではなく、他の技術分野の団体においても近年多く取り入れられております。いわば「時代の流れ」なのかもしれません。

連合会がこの制度を検討する際、検討の俎上にあがったのが、日本建築家協会（JIA）とAPECエンジニアです。これらのCPD制度との整合を取りつつ、検討されたのですが、士会にしかない特徴的なものは、「研修」だけではなく、「実務」の実績を重視したことです。年間に取得する単位数は、「研修で約36単位」、「実務で約14単位」となっており、数字の上では研修に重きが置かれているように見えますが、全体で50単位はAPECエンジニアとの整合、研修の36単位はJIAとの整合ということから、残りの14単位が「実務」となっただけであり、単位数は少なくともやはり実務があつての研修であると認識した方がよいと思います。この実務の単位換算については、建築士会から一定の単位換算表が示されていますが、やはり設計監理や施工等を業務としている方を中心に記載されているので、それ以外の分野の場合（法令の確認検査業の業務は示されています）の実務実績の取り方は、今後、実績を積み上げる中で事例が蓄積していくものと理解してください。したがって、当初は各々の判断に基づいて申請してみたらいかがでしょうか。

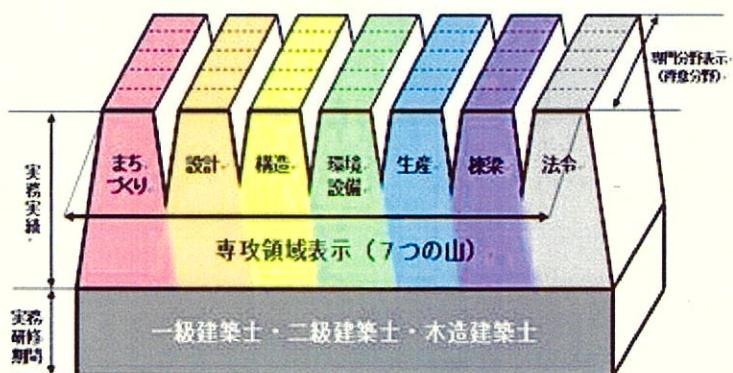
● 専攻建築士制度について ●

専攻建築士は、『消費者保護の視点に立って、建築士の専門分化に対応した専攻領域及び専門分野を表示し、建築士の責任の明確化を図るために自主的な表示制度』です。これを建築士会が、実務実績に基づき審査、認定・登録するもので、言ってみれば、努力している建築士を建築士会が応援するものです。

こちらは、試行的に実施されている単位士会（東京、大阪、静岡、栃木）等を除き、現在詳細について各地で検討しているところですが、平成17年度にはすべての地域で実施できるようにしたいと、連合会では考えているようです。

この専攻建築士は下図のとおり、7つの専攻領域に分かれ、さらに奥行きのあるように専門分野表示ができるようになっています。例えば、「設計専攻建築士」で「木造戸建て住宅」が専門というイメージです。この専攻建築士への申込みの際に、これまでの実務経験とCPD制度での実績が審査されることになります。

行政職員など人事異動等で頻繁に業務が変わる組織においては、なかなか対応しづらい部分でもあります。各々が目指す専門分野において、「法令」や「まちづくり」又は「生産」といった分野について、専攻建築士になることも可能だと思います。



1. 実務で評価

・専攻領域の実務年数

継続的に仕事をしている建築士は、発注者・社会から信頼を得ている証。

・実績(責任ある立場:3件)

CPDは努力している建築士の証

(出典: 日本建築士会連合会ホームページ)

● 様々な立場で考えてみよう ●

以上両制度について、概略（かなりの私見を交えた）ではありますが紹介させていただきました。県庁職域支部の会員の皆様においては、単に個人としての自己研鑽ということ以外に、講習会企画者としての立場、発注者としての立場、県民窓口としての立場など、様々な視点からこれらの制度について、検討し理解していくことが今後必要ではないでしょうか。

また、若手や中堅の建築士だけでなく、ベテランが率先して理解していただき参加していただくことが両制度の成功の鍵になります。

最後に、この制度の創設の中心的な立場の連合会委員のお言葉を記載してこの紹介記事を終わりたいと思います。

「そして時代は『個の時代』へ 組織内にあっても『自分への投資』を」

【参考】(社)日本建築士会連合会 <http://www.kenchikushikai.or.jp/index.htm>

(社)神奈川県建築士会 <http://www.kanagawa-kentikuusai.com/>